

報道における故人の SNS

折田明子^{†a}

概要: 事件や事故の報道において、犠牲者の SNS に遺された投稿が紹介されることがある。2016 年のスキーバス事故では、Twitter や Facebook の写真が新聞に掲載され、プライバシーや故人の尊厳の問題が提起された。一方で、死亡したのが有名人であれば、最後の投稿に多くの追悼メッセージが寄せられることもある。本稿では 2019 年に日本・アメリカ・フランスにて実施したオンライン調査の結果から、SNS にと報道に関する意向と性別、年代、居住国、近しい人と著名人の死後のアカウントへの意向や死後のデータに関する知識との関連を分析した。その結果、他者の SNS を残してほしいという意向と SNS の報道を肯定的に捉える意向には関連があり、一方で知識があるほど SNS の報道には否定的である傾向が見えた。

キーワード: 報道, プライバシー, 実名, 死者

Referring to the deceased's social networking sites in news reports

AKIKO ORITA^{†1}

Abstract: In the reporting of incidents and accidents, posts left by victims on social networking sites are sometimes introduced; in the case of the ski bus accident in 2016, Twitter and Facebook photos were published in newspapers, raising issues of privacy and dignity of the deceased. On the other hand, if the deceased is a celebrity, his or her last post may receive many messages of condolence. In this paper, we analyzed the relationship between intentions toward SNS and news coverage and gender, age, country of residence, intentions toward posthumous accounts of close relatives and celebrities, and knowledge of posthumous data, based on the results of an online survey conducted in Japan, the United States, and France in 2019. The results showed that there was a relationship between the intention to want others to leave their SNS and the intention to view SNS reporting positively, while the more knowledgeable people were, the more negative they tended to be about SNS reporting.

Keywords: News, Privacy, Real Name, Deceased

1. はじめに

事件や事故について、従来のマスメディアのみならずソーシャルメディアが情報の提供や発信において果たす役割は大きい。故人のソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) に掲載されていた情報は、顔写真の紹介や生前のエピソードが報道においても様々な形で使われている。たとえば、2016 年のスキーバス事故では、亡くなられた大学生の Twitter や Facebook の写真が新聞に掲載された上、匿名掲示板やまとめサイトで故人の情報がまとめられるという事態があり、故人プライバシーや法的な扱い、報道のあり方についての議論がみられた。法的には、SNS を報道で用いることは故人自身の肖像権やプライバシー権の侵害は問題にならず、また報道機関による報道目的の写真利用は著作権法 41 条で認められているため違法ではないとみられるものの、遺族の敬愛追慕の情が侵害されるという可能性はある [1]。

また、有名人の急逝を伝える報道でも、生前に使われていた SNS の写真が使われたり、最後の投稿が紹介されたりすることが一般的になりつつある。第一報が遺族や事務所によってソーシャルメディアを介して発表されることもある。報道により、SNS の投稿には追悼のメッセージだけでなく

誹謗中傷も寄せられることが起こりうる。

本稿では、故人の SNS 情報が報道されることについてどのように受け止められているのか、また個別の友人や親族、著名人の死後の SNS に対する意向や死後のデータの扱いに関する知識との関連を明らかにする。

2. 故人に関する報道

事件や事故の被害者について、事実を伝えるためには実名を報道することは原則とされている。2000 年代には、個人情報保護法の制定によって、個人に関する報道の萎縮や匿名報道が増えることへの懸念がみられた。実名報道原則については、日本新聞協会の『実名と報道』において「事実の核心」「取材の起点」「真実性の担保」のために実名発表が必要だと説明されている [2]。一方で、実名による報道は、「取材の起点」であると同時に、インターネットが普及した現代社会においては、一般人による「検索の起点」でもあり得る。被害者の負担が懸念されることとして、直接的にはいわゆるメディアスクラム、間接的にはインターネット上での心無い書き込みや拡散、いつまでも残るといったことがあり、2019 年の京都アニメーション放火事件では遺族の意向を理由として京都府警から全員分 (当時) の身元報道機関

a 関東学院大学人間共生学部

に伝達されたのは 1 ヶ月後であった。この件を元にした曾我部の論考では、実名報道についての説明責任の必要性が求められ、その際には当事者の声を聞くことも必要としている[3]。

2013 年 1 月に起きたアルジェリア人質事件では、政府は日本人 7 人の氏名を公表しなかったが、朝日新聞をはじめとするメディアは犠牲者の氏名と写真を報道した。この件について、ジャーナリストの佐藤は経緯とおよび実名や写真の報道に対する Twitter 上などの批判言説を分析し、ネット空間特有のサイバーカスケードに焦点を当てた上でマスメディアに対する不信感や批判の集合であったとしているが、その発端の一つには『フェイスブックの写真を無断で掲載したとブログに記し(た)』(p.189 より引用)があった[4]。顔写真扱いについてはどうか。前掲した『実名と報道』では、被害者の顔写真を含めた報道については、1985 年 8 月の日航ジャンボ機墜落事故および 2001 年 9 月の米同時多発テロを挙げ、犠牲者および被害者の実名、年齢、顔写真入で報道したことと、それにより事故が風化することなく語り継がれていること(日航)や、テロの卑劣さを歴史に刻むことを誓った(米)という、島崎らによる 1880 年から 2010 年までの朝日新聞のデータベース全記事を対象とした分析によれば、被害者の顔写真掲載は 全期間において 4.9%だが、特に第 2 期(戦後～1979 年)では 6.3%と高く、その後の第 3 期(1980 年～2010 年)では 4.8%となっていた[5]。なお、朝日新聞の「報道と人権委員会」の 2018 年 4 月の会合の記事では、報道において、具体的な人物像から事件に向かい合ってもらわなければならないとして、実名や事件によっては顔写真や詳しい人物紹介も必要だとする一方、被害者への配慮として顔写真の顔写真の扱い、また報道しなくとも顔写真が特定されてしまうという問題点が指摘された [6]。

被害者や犠牲者といった故人による SNS には、生前の投稿や写真が掲載されており、閲覧者を限定しない公開設定であれば、誰でも見ることができる。特に著名人であれば、SNS は多くの閲覧者に向けて公開されているのが一般的であり、事件や事故、自殺といった急逝の際にはその直前の様子や生前の普段の様子を知る上での情報源になりえる。写真のみならず、その投稿を時系列に並べてなんらかの解釈をする例や[7]、一方で「ファンとの大切なコミュニケーションの役割を持つ場」であるとして SNS の公式アカウントを死後も消去せず存続する例もあり[8]、遺された人たちの追慕の情を受け止める場としての可能性もある。

3. 調査

3.1 調査概要

事件や事故の被害者の SNS が報道されることについては、どのような印象を持って受け止められているのか。また、身近な人や著名人が遺した SNS に対する意向や、死後のデー

タに関する意識との関わりはどのようなものか。これらを探索的に明らかにするため、2019 年 1 月にマクロミル社のオンライングローバルパネルを利用した調査結果を元に分析する。この調査は、日本、アメリカ、フランスの 3 カ国において、SNS サービスと死後のアカウントの扱いの意向について聞いたものであり、調査対象は、Facebook, Instagram, Twitter のいずれかを利用している 20 代から 70 代までの男女合計 1080 名の回答を得た(年齢および性別で 30 名ずつのセル割付をし、各国 12 セル 360 名ずつ) なお、本調査の結果のうち、自身の SNS アカウントの扱いに関する分析は[9]にて報告済みであるが、本稿では近い他者および著名人に対する意向および故人の SNS に関する法制度の知識と、報道における故人の SNS の扱いに関する部分を分析対象とした。

本分析に係るリサーチクエスションは次の通りである。

RQ1: 性別、年代、居住国によって、SNS と報道に関する意向に違いはあるのか。

RQ2: 近い人の SNS に対する意向と、SNS と報道に関する意向に関連はあるのか。

RQ3: 著名人の SNS に対する意向と、SNS と報道に関する意向に関連はあるのか。

RQ4: 死後のデータの扱いに関する知識の有無と、SNS と報道に関する意向に関連はあるのか。

SNS と報道に関する意向については次の 2 つの質問を設定した。

Q1: 事件や事故の報道において被害者の SNS 投稿が紹介されたときに、あなたは感じるか。(4 件法)

Q2: 事件や事故における被害者の SNS の投稿の紹介についてどう考えるか(複数回答)

Q2 では 7 つの選択肢のうち 4 つは肯定的なもの(P)、3 つは尊厳やプライバシーへの懸念を示すもの(N)とし、複数回答で選択するものとした。それぞれの選択肢の相関を示す。設問の意図通り、P と N の選択肢の間には有意な負の相関がみられた($p < .01$)。特に、「事件の詳細がわかる」(P)と「故人のプライバシーが侵害される」(N)の間には、弱い負の相関 (-.312)があった。

表 1 Q2 選択肢の相関関係

	P詳細分かる	P生前わかる	P事故防止	P故人尊重	N尊厳侵害	N故人プライバシー侵害	N遺族プライバシー
P詳細分かる	1	.231**	.196**	.182**	-.181**	-.312**	-.296**
P生前わかる		1	.158**	.211**	-.150**	-.211**	-.197**
P事故防止			1	.223**	-.074*	-.199**	-.173**
P故人尊重				1	-.062*	-.208**	-.211**
N尊厳侵害					1	.389**	.300**
N故人プライバシー侵害						1	.410**
N遺族プライバシー							1

また,Q1 と Q2 の相関関係においては,見たいという意向と肯定的な選択肢 (P) の間にはいずれも有意な正の相関(弱い～中程度),否定的な選択肢 (N) NO 間には,いずれも有意な弱い負の相関があった。

3.2 全体の結果

3.2.1 属性との関係

(1) 被害者の SNS の報道を見たいか

Q1 と性別,年代,居住国の組み合わせにおいて,クロス分析と χ^2 乗検定を実施した.性別では有意差はなく,年代と居住国においては有意差があった($p<.01$).「見たい」と答えた割合は,若い年代ほど高い傾向がみられた.また,居住国別ではアメリカとフランスの両者はともにほぼ半々であったが,日本は「見たくない」が合計で 67%を占めた(図 1, 図 2)

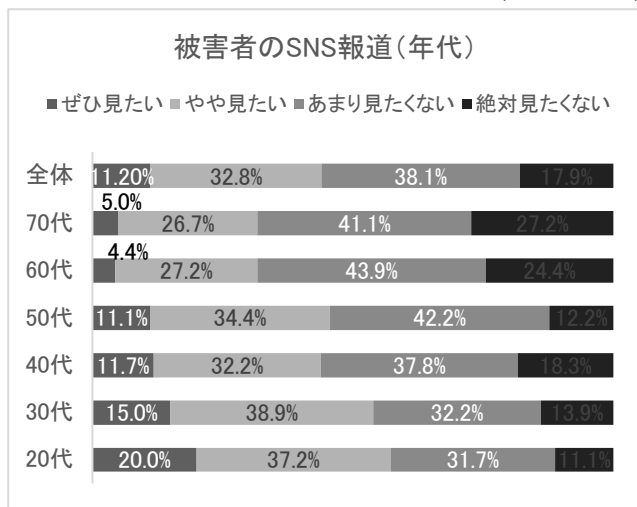


図 1 被害者の SNS 報道 : 年代とのクロス集計

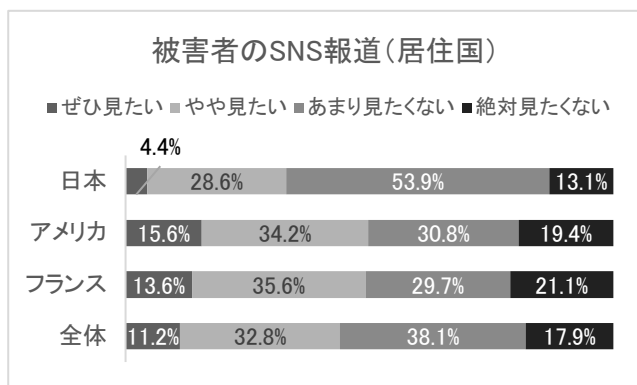


図 2 被害者の SNS 報道 : 居住国とのクロス集計

(2) 被害者の SNS 投稿が紹介されることについて

Q2 では事件や事故の報道における被害者の SNS の投稿の紹介について複数の選択肢からその印象を聞いた.全体の結果を図 3 に示す.「被害者のプライバシーが侵害される」が 40.6%で最多であり,一方「被害者が尊重される」は 13.6%と最少であった。

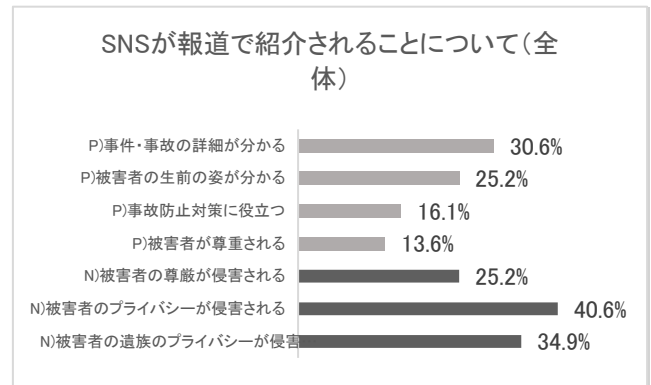


図 3 SNS が報道で紹介されること (全体)

性別,年代および居住国について一元配置分散分析を実施しそれぞれ有意差の検定を行った.それぞれの比較および多重比較の結果概要を表で示す(表 2)。

表 2 報道における被害者の SNS 紹介と性別・年代・居住国

	性別	年代	居住国
P)事件・事故の詳細が分かる	有意差なし	20代>70代	日本>フランス
P)被害者の生前の姿が分かる	有意差なし	20代>70代 20代>60代	有意差なし
P)事故防止対策に役立つ	有意差なし	有意差あり	フランス>アメリカ
P)被害者が尊重される	男性>女性	有意差なし	アメリカ>日本
N)被害者の尊厳が侵害される	有意差なし	有意差なし	有意差なし
N)被害者のプライバシーが侵害される	女性>男性	有意差なし	日本>他の2ヶ国
N)被害者の遺族のプライバシーが侵害される	女性>男性	有意差あり	有意差なし

性別での比較では,有意差が見られたのは次の 2 項目であった(表 3)。「P 被害者が尊重される」という答えは男性 17.0% 女性 10.2%,「N 被害者のプライバシーが侵害される」は男性 36.7% 女性 44.6%であった。

年代では,「事故防止対策に役立つ」「遺族のプライバシーが侵害される」では各年代で有意な違いが見られた(表 4)。ただし,これは年代の高低に沿った傾向があるのではなく,各年代によるばらつきであった.また,「事件・事故の詳細がわかる」では 20 代が 70 代より有意に多く,「被害者の生前の姿がわかる」でも 20 代が 70 代および 60 代より有意に多かった。

居住国では,「事件・事故の詳細が分かる」では,日本がフランスより有意に多く,「事故防止対策に役立つ」ではフランスがアメリカより有意に多く,「被害者が尊重される」ではアメリカが日本より有意に多く,「被害者のプライバシーが侵害される」では 3 カ国において日本が有意に多いという結果であった(表 5)。

表 3 一元配置分散分析結果 (性別)

		平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
Q15.P詳細分かる	グループ間	.336	1.00	.336	1.441	.231
	グループ内	83.528	358.00	.233		
	合計	83.864	359.00			
Q15.P生前わかる	グループ間	.40	1.00	.40	2.167	.142
	グループ内	66.089	358.00	.185		
	合計	66.489	359.00			
Q15.P事故防止	グループ間	.011	1.00	.011	.076	.783
	グループ内	52.611	358.00	.147		
	合計	52.622	359.00			
Q15.P尊重	グループ間	.544	1.00	.544	7.231	.008
	グループ内	26.956	358.00	.075		
	合計	27.50	359.00			
Q15.N尊厳侵害	グループ間	.469	1.00	.469	2.526	.113
	グループ内	66.528	358.00	.186		
	合計	66.997	359.00			
Q15.Nプライバシー侵害	グループ間	3.025	1.00	3.025	12.461	.00
	グループ内	86.906	358.00	.243		
	合計	89.931	359.00			
Q15.N遺族プライバシー	グループ間	.625	1.00	.625	2.603	.108
	グループ内	85.972	358.00	.24		
	合計	86.597	359.00			

表 4 一元配置分散分析結果 (年代)

		平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
Q15.P詳細分かる	グループ間	5.033	5.00	1.007	4.824	.00
	グループ内	224.133	1074.00	.209		
	合計	229.167	1079.00			
Q15.P生前わかる	グループ間	4.185	5.00	.837	4.51	.00
	グループ内	199.311	1074.00	.186		
	合計	203.496	1079.00			
Q15.P事故防止	グループ間	3.178	5.00	.636	4.78	.00
	グループ内	142.789	1074.00	.133		
	合計	145.967	1079.00			
Q15.P尊重	グループ間	.686	5.00	.137	1.167	.323
	グループ内	126.306	1074.00	.118		
	合計	126.992	1079.00			
Q15.N尊厳侵害	グループ間	.219	5.00	.044	.231	.949
	グループ内	203.278	1074.00	.189		
	合計	203.496	1079.00			
Q15.Nプライバシー侵害	グループ間	1.971	5.00	.394	1.638	.147
	グループ内	258.583	1074.00	.241		
	合計	260.555	1079.00			
Q15.N遺族プライバシー	グループ間	3.616	5.00	.723	3.212	.007
	グループ内	241.783	1074.00	.225		
	合計	245.399	1079.00			

表 5 一元配置分散分析結果 (居住国)

		平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
Q15.P詳細分かる	グループ間	3.906	2.00	1.953	9.336	.00
	グループ内	225.261	1077.00	.209		
	合計	229.167	1079.00			
Q15.P生前わかる	グループ間	1.635	2.00	.818	4.362	.013
	グループ内	201.861	1077.00	.187		
	合計	203.496	1079.00			
Q15.P事故防止	グループ間	1.40	2.00	.70	5.215	.006
	グループ内	144.567	1077.00	.134		
	合計	145.967	1079.00			
Q15.P尊重	グループ間	1.672	2.00	.836	7.186	.001
	グループ内	125.319	1077.00	.116		
	合計	126.992	1079.00			
Q15.N尊厳侵害	グループ間	.08	2.00	.04	.211	.81
	グループ内	203.417	1077.00	.189		
	合計	203.496	1079.00			
Q15.Nプライバシー侵害	グループ間	6.369	2.00	3.184	13.492	.00
	グループ内	254.186	1077.00	.236		
	合計	260.555	1079.00			
Q15.N遺族プライバシー	グループ間	1.607	2.00	.804	3.551	.029
	グループ内	243.792	1077.00	.226		
	合計	245.399	1079.00			

3.2.2 近い人々と著名人 SNS に対する意向との関係

友人および家族,そして著名人の死後のアカウントに対するそれぞれの意向と,事件や事故の報道における被害者の SNS の投稿の紹介についてどのような関係があるのか.本節では,探索的に相関分析と回帰分析を実施した.実施にあたり,被害者の SNS 報道について独立変数(IV)として友人および家族の SNS,著名人の SNS に対する意向に値を割り当て,量的変数とした.具体的には,「全部残したい」「一部のみでも残したい」「全て削除したい」「わからない」という選択肢に対して残したい意向に沿って値を割り当てた上で,友人と家族については両者を合計し,「近い人の SNS を残す意向」とした.従属変数(DV)では,報道における被害者の SNS の報道を見たいかという意向に沿って,「見たい」意向があるほど高くなるように値を割り当てた.

それぞれの相関を表 6 に示す.近い人および著名人の SNS アカウントを死後も「残したい」意向と,被害者の SNS の報道を「見たい」意向の間には,それぞれ弱い有意な正の相関が見られた.なお,SNS を「残したい」意向については,近い人と著名人の間に中程度の有意な相関が見られた.

表 6 被害者報道と近い人・著名人の相関

	DV:被害者 SNS報道	IV:近い人	IV:著名人	平均	標準偏差
DV:被害者 SNS報道	1	.321**	.287**	2.37	0.903
IV:近い人		1	.561**	4.86	2.142
IV:著名人			1	2.38	1.227

故人の SNS の報道を見たいか(DV)と,近い人および著名人の SNS についての意向 (IV) についての重回帰分析の結果を表 7 に示す.標準化係数 β について,近い人の係数は .234 著名人は.156 であり,近い人の SNS を残したい意向の影響の方が強い結果となった.

表 7 重回帰分析結果 (近しい人・著名人との関連)

	非標準化係数	標準化係数	t 値	有意確率
	B	標準誤差	β	
(定数)	1.621	.067		24.068
近しい人	.099	.015	.234	6.765
著名人	.115	.025	.156	4.513
R ²	.12			
自由度調整済みR ²	.118			
自由度	2			
n	1080			

Q2 の肯定的 (P) と否定的 (N) な印象について、近しい人と有名人の SNS を残す意向との間の相関関係は表 8 のとおりであった。肯定的 (P) な印象にはいずれも有意な正の相関がみられたが、いずれも弱いものであった。N については、プライバシーに関するものについて、1%または5%水準において有意な負の弱い相関がみられた。

表 8 近しい人・有名人の SNS と報道の印象との相関

	P詳細分かる	P生前わかる	P事故防止	P故人尊重	N尊厳侵害	Nプライバシー侵害	N遺族プライバシー
近しい人	.186**	.177**	.112**	.125**	-.005	-.166**	-.200**
有意確率 (両側)	.00	.00	.00	.00	.877	.00	.00
有名人	.173**	.151**	.094**	.066*	.019	-.075*	-.182**
有意確率 (両側)	.00	.00	.002	.029	.54	.014	.00

3.2.3 死後のデータに関する知識の有無との関係

死後のデータの扱いに知識を問う問題を 3 問用意し、それぞれ正解、わからない、不正解の順に値を割り当て、合計点を「死後のデータに関する知識」として独立変数(IV)とした。この値が高いほど知識があるということである。3 つの問題は次の通りである。

- 1) 日本の個人情報保護法や、EU 一般データ保護規則 (GDPR) では、死者の個人情報保護やプライバシー保護について定めている。(正解: いいえ)
- 2) 利用者の死後のデータの扱いについては、全てのサービスの利用規約に書かれている。(正解: いいえ)
- 3) 死後、遺族がサービス提供企業にアカウント情報 (ID とパスワード) を問い合わせても、教えてもらうことはできない。(正解: はい)

全体の回答の結果を図 4 に示す。

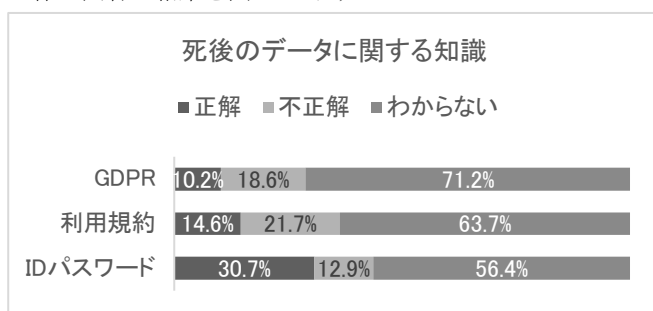


図 4 死後のデータに関する知識 (全体)

死後のデータに関する知識 (IV) と報道における SNS の投稿を見たいか(DV)との相関は-.090 (1%水準有意) でありほぼ相関関係がなかったものの、知識が高いほど報道を見たいと思わないという負の相関の傾向にあった。

故人の SNS の報道を見たいか(DV)と、死後のデータの扱いに関する知識 (IV) についての単回帰分析の結果を表 9 に示す。標準化係数 β は -.09 であり、知識が高いことは報道を見たいということについて、弱いながら負の影響を与える結果となった。

表 9 単回帰分析結果 (知識との関連)

	非標準化係数	標準化係数	t 値	有意確率
	B	標準誤差	β	
(定数)	2.556	.067		37.905
IV:知識	-.051	.17	-.09	-2.965
R ²	.008			
自由度調整済みR ²	.007			
自由度	1			
n	1080			

Q2 の肯定的 (P) と否定的 (N) な印象と知識との相関関係では、N: 故人のプライバシー侵害のみ有意な正の相関.079 がみられたのみであった。

3.3 日本の結果

本節では、日本国内のデータに限定して分析を行った。

3.3.1 SNS 投稿が報道されることについて

Q1 では、日本の調査結果においては、性別、年代ともに有意差はなかった。

Q2 については、「P 尊重」および「N プライバシー侵害」では性別によって有意差が見られた ($p<.01$)。

3.3.2 近しい人と著名人 SNS に対する意向との関係

それぞれの相関を表 10 に示す。近しい人および著名人の SNS アカウントを死後も「残したい」意向と、被害者の SNS の報道を「見たい」意向の間の相関は、いずれも有意だが、回答者全体にみられた相関よりも低かった。SNS を「残したい」意向についての近しい人と著名人の間には、同様に中程度の有意な相関が見られたが、回答者全体よりも低かった。

表 10 被害者報道と近しい人・著名人の相関 (日本)

	DV:被害者 SNS報道	IV:近しい人	IV:著名人	平均	標準偏差
DV:被害者 SNS報道	1	.201**	.185**	2.24	0.732
IV:近しい人		1	.478**	4.29	1.981
IV:著名人			1	2.18	1.177

故人の SNS の報道を見たいか(DV)と、近しい人および著名人の SNS についての意向 (IV) についての重回帰分析の結果を表 11 に示す。標準化係数 β は、近しい人の係数は .146 著名人は.115 であり、近しい人の SNS を残したい意向の影

響の方がやや強い結果となったものの、全体の結果と比べてその影響は少ない。

表 11 重回帰分析（近しい人・著名人との関連／日本）

	非標準化係数	標準誤差	標準化係数	t 値	有意確率
	B		β		
(定数)	2.857	.097		19.225	.00
IV:近しい人	.054	.022	.146	2.494	.013
IV:著名人	.071	.037	.115	1.951	.052
R ²	.051				
自由度調整済みR ²	.045				
自由度	2				
n	360				

3.3.3 死後のデータに関する知識の有無との関係

死後のデータに関する知識（IV）と報道における SNS の投稿を見たいか(DV)との相関は、-.167（1%有意）でありほとんど相関はないものの、知識が高いほど SNS の投稿を見たくないという負の相関の傾向であった上、全体の傾向よりもやや係数が高かった。

単回帰分析の結果を表 12 に示す。標準化係数 β は -.167 であり、知識が高いことは報道を見たいということについて、負の影響を与える結果となり、全体の結果と比べてその影響は大きかった。

表 12 単回帰分析結果（知識との関連／日本）

	非標準化係数	標準誤差	標準化係数	t 値	有意確率
	B		β		
(定数)	2.528	.096		26.25	.00
IV:知識	-.072	.22	-.167	-3.206	.001
R ²	.028				
自由度調整済みR ²	.025				
自由度	1				
n	360				

Q2 の肯定的（P）と否定的（N）な印象と知識との相関関係では、N：故人のプライバシー侵害(.129)に加えて、N:故人の孫芸侵害(.169)において有意な正の相関がみられた。

3.4 考察

RQ1：性別、年代、居住国によって、SNS と報道に関する意向に違いはあるのか。

性別では、報道を見たいかどうかでは有意差はみられなかったものの、SNS が報道で紹介されることについては、被害者の尊重という肯定的な反応では男性が多く、被害者および被害者の遺族のプライバシーの侵害という否定的な反応では男性が多かった。

年代では、年代では若いほど報道を見たいという傾向があり、特に事件・事故の詳細がわかる、被害者の生前の姿がわかるという肯定的な反応では 20 代が有意に多かった。事故防止に役立つという肯定的な反応および被害者の遺族のプ

ライバシー侵害という否定的な反応では、年代において有意差はあるものの、年齢の高低との間に関連はなく、年代によってばらついていていた。

居住国別では日本が「見たくない」という意向および、被害者のプライバシー侵害という否定的な反応が有意に多い一方で、事件・事故の詳細がわかるという肯定的な反応においても有意に多かった。一方、被害者の生前の姿がわかるという肯定的な反応や、被害者の尊厳や遺族のプライバシー侵害という否定的な反応に関しては有意差は見られなかった。

RQ2：近しい人の SNS に対する意向と、SNS と報道に関する意向に関連はあるのか。

RQ3：著名人の SNS に対する意向と、SNS と報道に関する意向に関連はあるのか。

死後に SNS を遺して欲しいという意向と、被害者の SNS 報道を見たいという意向には、有意な正の弱い相関がみられ、また近しい人と著名人の間にも、いずれも正の有意な中程度の相関が見られたことから、残すことと見たいことは関連性がある可能性がある。また、その傾向は近しい人であっても著名人であって変わりはなく、むしろ近しい人の SNS を残したいという意向の方が、被害者の SNS の報道に対する意向への影響は大きかった。

肯定的、否定的な反応に関しても、近しい人および有名人双方において、肯定的な反応に対しては正の弱い相関、否定的な反応に対してはわずかな負の相関が見られており、残したいという考えは身近であれ有名人であれ、報道についても肯定的な印象につながる可能性がある。

なお、日本国内に限ると、近しい人および著名人の SNS に対する意向の影響は、全体と比べて弱かった。

RQ4：死後のデータの扱いに関する知識の有無と、SNS と報道に関する意向に関連はあるのか。

死後のデータに関して正しい知識を持っていることは、SNS 報道を見たくないという方向に影響を与える結果となった。特に日本国内に限ると、全体の影響と比べてその影響は大きい。

一方で、報道に対する印象には有意な相関関係は N の 1 項目、ごく弱いものであり、知識と印象の間には関連はほぼ見られなかった。日本国内に限ると、故人に関する否定的（N）な印象 2 項目において有意な弱い正の相関がみられ、全体と比べ、知識があるほど故人の権利への懸念が見られる結果となった。

4. おわりに

本稿の分析からは、著名人であれ近しい人であれ、第三者の SNS を死後も残してほしいという意向は、報道において故人の SNS が投稿されることに対して正の影響があり得ることが見えてきた。回答者の属性によってその意識には違いがあり、日本は特に報道に対する意向が弱く、かつ否定的な印象が多いが、死後の SNS を残すか否かの意向とも関わっている可能性がある。一方で、故人の SNS が報道で紹介されることについて事件や事故の詳細がわかるという肯定的な面もあることから、懸念事項に対して具体的に配慮した報道のあり方を今後検討する必要があるだろう。

本稿では、具体的な例を出さず一般的な話として質問していたが、事件や事故、または自死であるか等によって意向や印象は異なる可能性があり、今後検討すべき課題とする。

謝辞 本研究は、科研費基盤 C「ソーシャルメディアにおける死者のデータとプライバシーの再検討」(16K00468) および科研費基盤 B「情報ネットワーク社会における『死』の再定義」(19H04426) の研究成果の一部である。またアンケートにご協力いただいた方に感謝の意を表する。

参考文献

- [1] 弁護士ドットコムニュース. 「<スキーバス事故>犠牲者の SNS「顔写真」を報道で利用—法的な問題はないのか?」 2016 年 1 月 22 日 https://www.bengo4.com/c_23/n_4197/ (参照 2022-1-24)
- [2] 日本新聞協会. 実名と報道. 2006
- [3] 曾我部真裕. 「報道界挙げて社会と対話を -- ネット時代の被害者報道と実名報道原則」. 新聞研究, 819, 16-19. 2019
- [4] 佐藤潤司. 「ネット空間におけるマスメディア批判言説の分析: アルジェリア人質事件の被害者実名報道を題材に」. マス・コミュニケーション研究, 85, 185-204. 2014
- [5] 島崎哲彦, 大谷奈緒子, 小川祐喜子, 伊達康博, 柳瀬公, 福田朋実, 赤尾光史, 四方由美, 川上孝之. 「犯罪報道における被疑者および被害者の実名とプライバシーの取り扱い」. 東洋大学 21 世紀ヒューマン・インタラクション・リサーチ・センター 研究年報, 9, 3-15. 2012
- [6] 被害者の実名, 報じる意義は 朝日新聞「報道と人権委員会」(2018 年 6 月 4 日) <https://www.asahi.com/articles/DA3S13524992.html> (参照 2022-1-24)
- [7] 東スポ Web 「急逝の神田沙也加さん SNS で意味深投稿も「今度こそ誠実に向き合いたい」 2021.12.19 <https://www.tokyo-sports.co.jp/entame/news/3873581/> (参照 2022-1-24)
- [8] ITmedia 「三浦春馬さんの公式インスタと Weibo は今後も継続 ファンの声受け方針変更か」 2021.7.26 (参照 2022-1-24) <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2107/26/news097.html>
- [9] 折田明子・湯浅壘道. 「ソーシャルメディアの日常利用とその死後の扱いについて: 日米仏比較調査より」 情報処理学会研究報告 電子化知的財産・社会基盤 (EIP), 2018-EIP-85(22), 1-6